

東京家庭裁判所委員会議事概要

1 日 時

平成17年11月4日(金)午後3時から午後5時まで

2 場 所

東京家庭裁判所大会議室(19階)

3 出席者

(1) 家事関係委員(五十音順)

東京家庭裁判所調停委員 遠藤敦子

東京都社会福祉協議会福祉部長 中村孝一

(2) 少年関係委員(五十音順)

東京少年友の会理事長 大石忠生

東京保護観察所観察第三課長 岸規子

国立大学法人千葉大学大学院専門法務研究科教授 後藤弘子

東京都福祉保健局少子社会対策部長 都留佳苗

愛光女子学園長 村井信子

東京地方検察庁刑事部長 吉田統宏

(3) 学識経験者等委員(五十音順)

NHK放送文化研究所主任研究員 坂井律子

元共同通信社編集局総務兼関東総局長 中原鐵治

(4) 弁護士委員

東京弁護士会所属 弁護士 堀川末子

第一東京弁護士会所属 弁護士 関澤潤

第二東京弁護士会所属 弁護士 山下正祐

(5) 裁判所委員

東京家庭裁判所長 細川清

東京家庭裁判所家事部所長代行 石田敏明

東京家庭裁判所少年部所長代行 八木正一

(6) その他

首席家庭裁判所調査官 大谷敏也

家事首席書記官	碓 井 久 雄
少年首席書記官	寺 田 幸 治
事務局長	林 隆 峰
総務課長	川 端 素 子

(7) 説明者

東京家庭裁判所少年部所長代行	八 木 正 一
東京家庭裁判所八王子支部長	橋 本 和 夫
東京家庭裁判所事務局次長	中 田 康 夫

4 議事

(1) 新委員あいさつ

(2) 協議事項

ア 改正少年法の運用について

(ア) 説明者から，少年審判の事実認定手続の適正化，少年事件の処分等の在り方の見直し，被害者への配慮の充実の3点が改正少年法の大きな柱であるとの説明があった。そして，事実認定手続の適正化に関しては，裁定合議制度，検察官関与，国選付添人選任及び観護措置期間の延長について，少年事件の処分等の在り方の見直しに関しては，16才未満の少年の検察官送致及び原則逆送制度について，被害者への配慮の充実に関しては，被害者等の閲覧・謄写権，申出による意見聴取制度及び被害者等に対する審判結果の通知について，具体的に説明があった。また，平成13年から平成17年までのこれらの運用状況が説明され，権利利益の保護を求める被害者のニーズは今後ますます多くなっていくものと思われ，裁判所としては今後も適切な対応をしていきたいと述べられた。

(イ) 委員からの質問，意見により，概ね次のような協議がなされた。

少年関係委員から，検察官関与決定も裁定合議決定もした事件の件数について質問があり，説明者から，その事件数が示された。

家事関係委員

「観護措置期間が4週間を超えた事件は観護措置件数の何割位になるか。」

説明者

「4週間を超える件数は1年で1桁の数字位で、あまり多くない。」

少年関係委員から、原則検送の事件で検察官関与決定も裁定合議決定もした事件の状況について質問があり、説明者から、その状況について説明があった。

少年関係委員から「裁定合議事件は大体原則検送事件だという理解でよいか。」という質問があり、説明者から平成13年から平成17年の裁定合議事件のうち原則検送事件の内訳が示された。

少年関係委員から、55条移送の事件について質問があり、説明者から、該当事件についての説明があった。

学識経験者等委員

「被害者等に対する意見聴取についてどういう基準でその聴取方法を選ぶのか。」

説明者

「聴取方法は被害者本人の希望で振り分けられる。」

少年関係委員

「未成年者が被害者の場合、被害者に意見聴取するのはどの位あるか。その場合、付き添いなどは認めるか。」

説明者

「今年の事件は全て保護者に意見聴取している。被害者に直接聴取するとなれば保護者の立ち会いもあると思う。」

弁護士委員

「被害者の閲覧・謄写権、意見聴取の申出、結果通知申出はどのような形で知らされるのか。」

裁判所委員

「捜査の時にも伝えていると思うが、念のために裁判所も代理人弁護士が来た時などに伝えている。」

弁護士委員から書面による意見聴取の実情について質問がなされ、裁判所委員から、「書面で意見を述べたいとの本人の希望がある場合にだけそういう扱いをするということである」との説明があった。

家事関係委員

「被害者に対する配慮の充実としては、被害者の保護者が意見陳述するという程度の配慮であり、被害者本人に対する配慮というほどの意味ではないのか。」

説明者

「家庭裁判所が被害者に対して直接ケアをするという態勢にはなっていない。」

少年関係委員

「裁判官として、少年法改正により、特にどういう部分が適正化に資すると思うか。」

説明者

「事実認定の適正化の問題が一番大きい。従前は裁判所が検察官役、弁護人役の三役をしていたと思うが、検察官関与により裁判所は本来の裁判官の役割に専念することができるようになったこと、それから、裁定合議ができるようになって、事実認定にせよ、処遇決定にせよ、3人の裁判官で結論を出すということになり、少年審判に対する信頼性が高まってきていると思う。」

弁護士委員

「被害者の意見陳述が処遇にどの程度影響するのか。」

説明者

「被害を受けて間がない時点でそうした意見陳述がされると、かなり影響があるのではないかと推測するが、それは悪いということではなく、被害の実態をよりきちんと把握して判断の材料にしていることだと思う。」

弁護士委員

「刑事事件で弁護する場合にも、遺族が来ているとなかなか言いたいことが言えない面がある。弁護士がかえって気を遣ってしまって弁護活動をやる上でも非常にやりづらいことにもなるので、何かいい方策を考えていただければと思う。」

裁判所委員

「少年審判の立場からは、被害者がどう感じているかということを少

年にわかってもらうことが大切であり、少年に自分のやったことがどういことなのかをきちんと自分で考えてもらわなくてはいけないと思う。」

弁護士委員

「マスコミ関係が非常に逸脱するような形で少年の写真を掲載したり、氏名を公表してしまったりというところに、何となく少年について成人と同じように処罰があるべきだという論調に傾いていく傾向があるように危惧する。家庭裁判所の少年審判においては、やはり、少年の更生とか可塑性といった理念的なものを、家庭裁判所の方が常に発信していく必要があるのではないか。むしろ成人よりも少年のほうがもっと厳しく糾弾されるというか、10年以上経っても追いかけられ、今彼はどこそこで働いているというような情報は非常に軽率だなと思う。」

学識経験者等委員

「加害者の問題、更生の問題にどこまでマスコミが配慮するかという問題だと思う。それぞれの新聞社、雑誌社がそれぞれの判断でこういう問題を取り上げており、まだ議論が足りなくて、一般的なルールができていない。要するにまだわかっていないのだと思う。」

弁護士委員

「観護措置期間について、原則4週間の中で動くのは弁護士としてもすごく大変で、先生に会ったり、親に会ったり、周りの同級生にも話を聞く、そして、少年自身が事件のことをじっくりと考えて本当に気がついてくるためには、4週間という期間で足りるのかということ常々思っている。一方で、身柄を拘束するという意味ではできるだけ期間を短くするという問題もある。少年の更生、保護ということで考えた場合に、短期間に処分の方針、結論を出すのではなくて、もう少し時間を見た中で処理の仕方というのが検討できないものか。」

少年関係委員

「裁判所の中立というのは、対等性がある当事者の間では対等に平等に取り扱うことでいいかもしないが、例えばドメスティックヴァイオレンスについて調停離婚を取り扱うときに平等に取り扱うのは本当に中立

なのかと言われたことがある。少年事件の場合も、特に被害者が少年の場合は、例えば少年友の会みたいな組織やそこに所属する人達が、被害者に対して、情報提供なり何かができるしていくという可能性も模索していけないかと思う。」

イ 東京家裁八王子支部の新庁舎建設について

(ア) 説明者から、八王子支部の現状について、同支部の管轄区域、現庁舎の状況、職員数、事件数及び庁舎移転先決定までの経過等について説明があった。

また、仮称立川支部庁舎について、面積、新営方法であるPFI事業とそのプロセス、今後の予定、新庁舎のコンセプトとそれに基づく具体的な構想、関係機関との意見交換の状況等について説明があった。

(イ) 委員からの質問、意見により、概ね次のような協議があった。

弁護士委員

「実施方針のイメージがわからないのだが、どういうものになるのか。実施方針が決定されたら、将来的に変更ができないのか。」

説明者

「それぞれのフロアでどんな部屋があり、どういう仕様にするのか、維持管理をどうやるのかなどの基本的な計画を示すのが実施方針で、その実施方針に沿ってPFI事業の建物を建てて維持していくことになる。基本的な計画を見てPFIの応募業者が応募するわけで、その方針から外れたものにはできない。そういう意味での基本的な計画、アウトラインである実施計画を来年1月に公表するということである。」

弁護士委員

「実施方針は、図面化されたものと言葉で表現されたもののどちらになるのか。」

説明者

「言葉で図面を表して、イメージがわかるようにして、それを基にPFIの応募の業者が判断するということになる。」

少年関係委員

「裁判員制度をにらんだ施設なり部屋というのは具体的に考えている

か。」

説明者

「裁判員の候補者の会議室や裁判官と裁判員の協議室，裁判員裁判の法廷が考えられる。」

弁護士委員

「裁判所から弁護士会の方に示す実施方針の基になる案を踏まえて，どこかの機会に家裁委員会委員の方々にそれを見ていただいて具体的に検討するということを，できたらぜひやっていただきたい。その家裁委員会の意見を裁判所で検討していただくのがよいのではないか。」

裁判所委員

「要するに，P F Iで実施するということは資金調達から始まって設計，建築まで請け負った民間会社がすることになるので，概略的な実施方針ということで立てざるを得ず，なかなか具体的に示すことができるものは少ないが，いずれにしても弁護士会や関係機関から，最低限必要なご意見はいただける機会があるのではないかと考えている。」

(3) 次回のテーマについて

次回のテーマとして，「児童福祉法 28 条について」が提案され，了承された。

なお，今回は，裁判所からの説明のほか，児童相談所及び養護施設関係者を説明者として本委員会に出席させることとした。

(4) 次回期日等について

今回は平成 18 年 2 月 24 日（金）午後 3 時から東京家庭裁判所大会議室で開催することとされた。